

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成25年6月3日

世田谷区

1 業務概要

- (1) 件名：仮称赤堤二丁目緑地基本設計作成及び住民参加検討会運営委託
- (2) 委託箇所：世田谷区赤堤二丁目51番22号
- (3) 名称規模：仮称赤堤二丁目緑地 面積1,935.59㎡
(※現在、赤堤二丁目緑地広場として暫定開放中)

(4) 目的

仮称赤堤二丁目緑地は、既存樹木を保存し地域住民の交流や憩いとなる場として、また防災機能をもった公園として、平成27年度末を目途に整備、開園を予定している公園である。

そのため、安全安心な公園として区民に親しまれる仮称赤堤二丁目緑地とするために、地域住民等の参加・協力を得る機会を持ちながら基本設計を作成する。この基本設計作成にあたり、区民参加型の検討会を開催し、地域住民や公園づくりに関わりのある関係団体の意見を取り入れながら、地域に相応しい魅力的な緑地計画を策定する。

(5) 業務内容

1) 公園基本設計の作成

- ①設計計画
- ②基本計画の確認
- ③与条件の細部検討
- ④施設等の検討及び設計
- ⑤基本設計図の作成
- ⑥概算工事費の算出

2) 住民参加検討会の企画・運営

- ①住民参加検討会（ワークショップ）の企画検討
- ②住民参加検討会の実施、運営

(6) 履行期限：契約の日から平成26年3月14日まで

2 参加資格

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ②世田谷区から指名停止または入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- ③会社更生法第17条第1項に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法第

21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。

- ④世田谷区競争入札参加資格者名簿（物品：営業種目番号123／都市計画・交通関係調査業務）に登録されていること。
- ⑤平成20年度以降に同種業務の実績を有すること。
- ⑥提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行なわず、参加資格の確認のみを行なう。

4 提案書を特定するための評価基準

- ①過去の業務実績
- ②予定技術者の実績と実施体制
- ③本業務の内容等を踏まえた提案
- ④予定技術者の取組み意欲等

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区みどりとみず政策担当部公園緑地課 建設担当 稲垣・落合
電話：03(5432)2478〔直通〕 ファクシミリ:03(5432)3083
Eメールアドレス：sea02075@mb.city.setagaya.tokyo.jp

所在地：世田谷区みどりとみず政策担当部公園緑地課

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎1階

郵送先：世田谷区みどりとみず政策担当部公園緑地課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び方法

- ①交付期間：平成25年6月3日（月）から6月17日（月）
（土曜・日曜・祝日を除く8時30分から17時まで）
- ②交付場所：(1)に同じ。
- ③交付方法：希望者に無償で交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

- ①提出期限：平成25年6月17日（月）17時まで
- ②提出先：(1)に同じ。
- ③提出方法：持参または郵送（締切日必着。書留郵便に限る）

(4) 提案書（一次審査用）の提出期限、提出場所及び方法

- ①提出期限：平成25年7月5日（金）17時
- ②提出先：(1)に同じ。
- ③提出方法：持参または郵送（締切日必着。書留郵便に限る）

6 その他

- ①手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

- ②契約保証金 [免除]
- ③契約書作成の要否 [要]
- ④当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 [有]
 - ・平成26年度 仮称赤堤二丁目緑地基本設計作成及び住民参加検討会運営委託
- ⑤関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- ⑥提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- ⑦区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- ⑧詳細は、説明書による。